令和7年度税制改正



令和7年3月

財務省

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行います。その上で、低～中所得の方の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乗せを行います。就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引上げます。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充します。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行います。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応します。

目　　次

1 個人所得課税

（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応…… P02

（2）子育て支援に関する政策税制…… P04

（3）老後に向けた資産形成の支援（案）…… P05

2 法人課税

地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制…… P06

3 消費課税

外国人旅行者向け免税制度の見直し……P07

4 国際課税

新たな国際課税ルールへの対応…… P08

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置…… P09

6 納税環境整備

デジタルデータによるシームレスな処理に資するための
電子取引データの保存制度の見直し……P10

（参考）令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額 ……P11

1 個人所得課税

(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

■以下の措置について、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用します。

所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向**を勘案し最高48万円から**10万円(20%程度)引き上げ、最高58万円に。**
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ。**

給与所得控除の最低保障額の引上げ

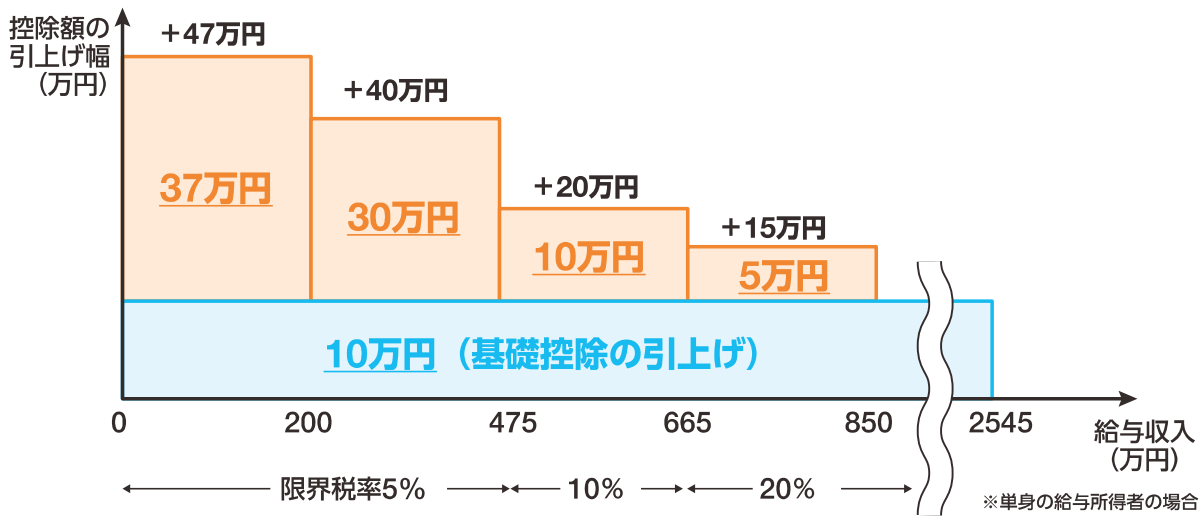
- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を55万円から**10万円引上げ、65万円に。**

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。**
 - ▶ **子の給与収入が、150万円以下→63万円**
 - ▶ **子の給与収入が、150万円超　→控除額が段階的に逓減**

❶ 基礎控除

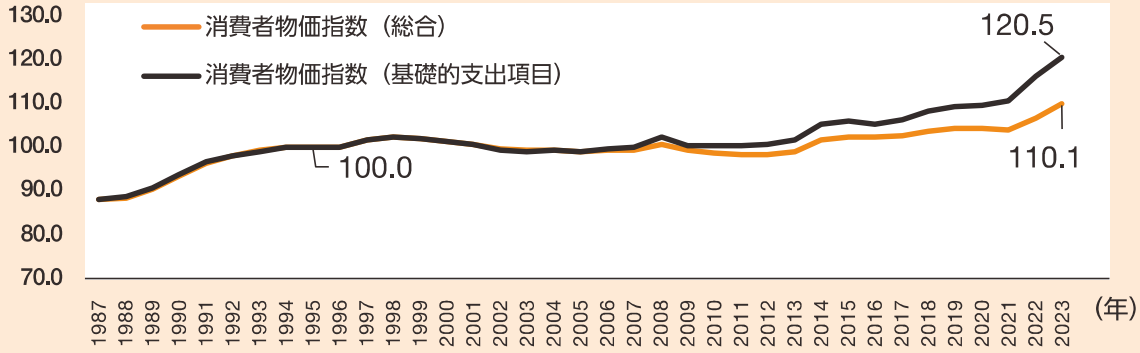
- 物価動向を勘案し最高48万円から**10万円(20%程度)引き上げて最高58万円**にしたうえで、低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。**



コラム① 改正の背景について

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題があります。日本経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはありませんでしたが、足元では物価が上昇傾向にあります。一般に指標とされる消費者物価指数(総合)は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成７年から令和５年にかけて10%程度上昇し、令和６年も10月までに３%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれるところです。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成７年から令和５年にかけて20%程度上昇しています。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を引き上げることとしました。

【消費者物価指数の推移】（1995年=100）

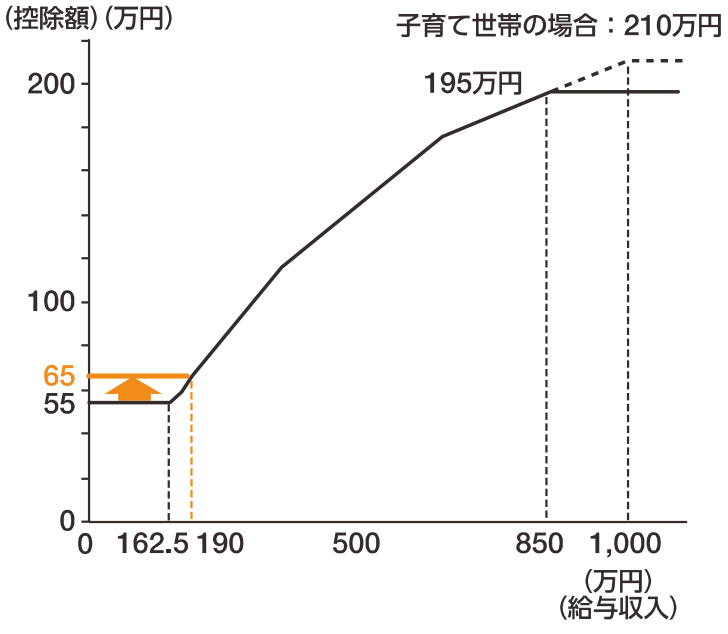


その上で、基礎控除の上乗せ特例を創設することとしました。①低所得者層の税負担に対して配慮する観点から、基礎控除の上乗せを恒久的措置として行うこととし、課税最低限を160万円に引き上げました。さらに、②物価上昇に賃金上昇が追い付いていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、高所得者優遇とならないような形で、所得に応じた基礎控除の上乗せを、２年間の時限措置として行うこととしました。

❷ 給与所得控除

- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、**最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げます。**

【給与所得控除の引上げのイメージ】



給与所得控除額

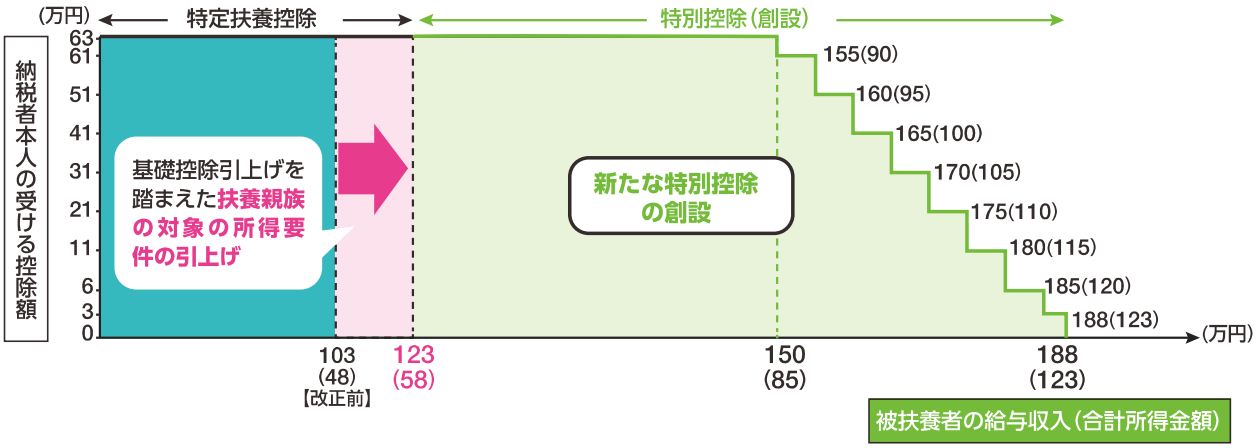
最低保障額:55万円⇒65万円

給与収入	控除額
~~180万円以下~~	~~給与収入×40%−10万円~~
360万円以下	給与収入×30%+8万円
660万円以下	給与収入×20%+44万円
850万円以下	給与収入×10%+110万円
850万円超	195万円

❸ 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

- 現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは**、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除**を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入します。
- **扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件**について、基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、基礎控除の引上げを踏まえ、**58万円（給与収入123万円に相当）**とします。

【新たな控除のイメージ】



（※）上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和７年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

(2)子育て支援に関する政策税制

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充［令和7年限りの措置として対応］

■現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行います。

■新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和します。

改正前
（令和7年入居）

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後
（令和7年入居に限る）

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注）子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

【その他】

- 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充［令和7年限りの措置として対応］
- 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充［令和8年限りの措置として対応］

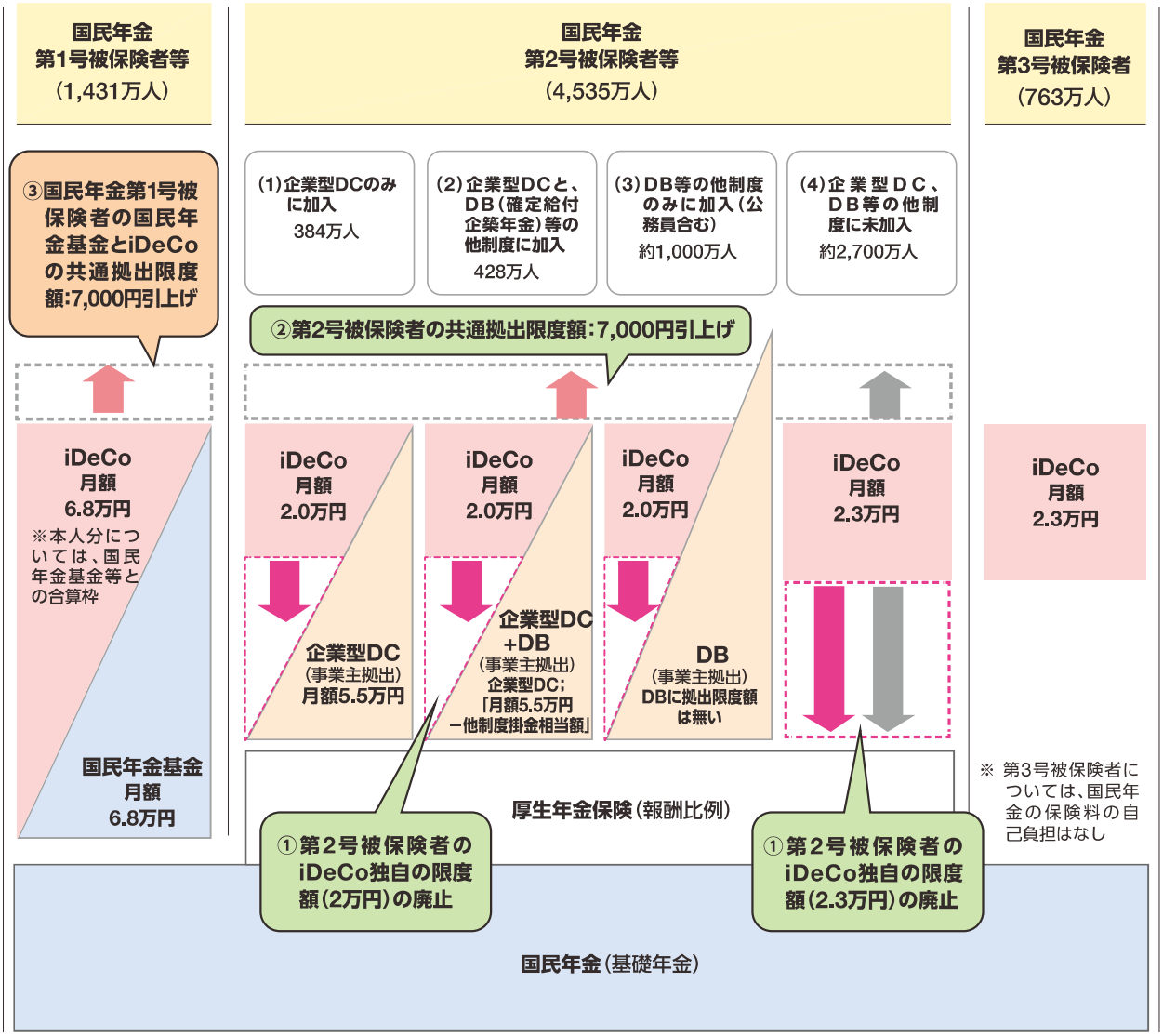
(3)老後に向けた資産形成の支援(案)

企業型DC(確定拠出年金)・iDeCo(個人型確定拠出年金)等の拠出限度額の引上げ

■勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、国民年金第2号被保険者(会社員等)(以下「第2号被保険者」といいます。)について、iDeCo独自の限度額を廃止し、企業年金への拠出額との合計に対する共通拠出限度額に一本化します。

■そのうえで、前回の拠出限度額引上げ時からの賃金上昇率を勘案し、第2号被保険者の共通拠出限度額について、月額5.5万円から6.2万円に引き上げます。iDeCoによる支援が最も必要となる企業年金のない第2号被保険者については、iDeCoの拠出限度額は、年間で現行の約2.7倍の約75万円となります。

■国民年金第1号被保険者の国民年金基金とiDeCoの共通拠出限度額については、第2号被保険者との公平性の観点から、第2号被保険者と同額(7,000円)の引上げを行い、月額7.5万円とします。



2 法人課税

地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制

❶ 売上高100億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置

■地域経済の好循環を生み出していくため、中小企業経営強化税制を拡充し、売上高100億円超を目指す中小企業が行う一定規模以上の設備投資について、インセンティブ措置を講じます。

【中小企業経営強化税制】

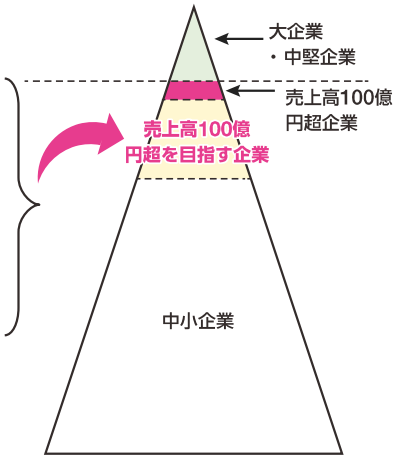
●改正の内容:対象資産に建物追加

【改正の内容:主な追加要件】

- 売上高100億円超を目指す
- 売上成長率10%以上
- 賃上げ率一定割合以上
- 投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- 計画認定時の売上高が10億円超90億円未満　等

対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加※3	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

●既存措置※2　一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資 即時償却又は税額控除※1



(※1) 税額控除率は、10%(資本金3,000万円超の法人にあっては、7%)

(※2) 既存措置の対象設備は、機械装置、工具(A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る。)、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

(※3) 建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む。

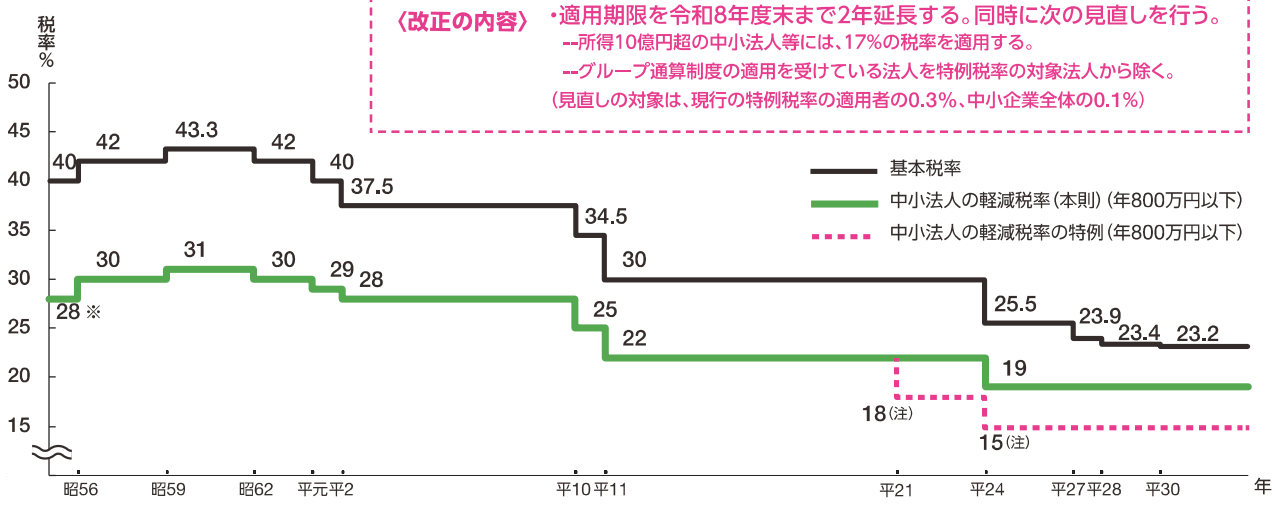
❷ 中小法人等の軽減税率の特例の延長等

■賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業の状況を踏まえ、極めて所得が高い中小企業等についてのみ見直しを行った上で、適用期限を2年延長します。

■リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置であること等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討します。

〈改正の内容〉
- 適用期限を令和8年度末まで2年延長する。同時に次の見直しを行う。
 - --所得10億円超の中小法人等には、17%の税率を適用する。
 - --グループ通算制度の適用を受けている法人を特例税率の対象法人から除く。

(見直しの対象は、現行の特例税率の適用者の0.3%、中小企業全体の0.1%)



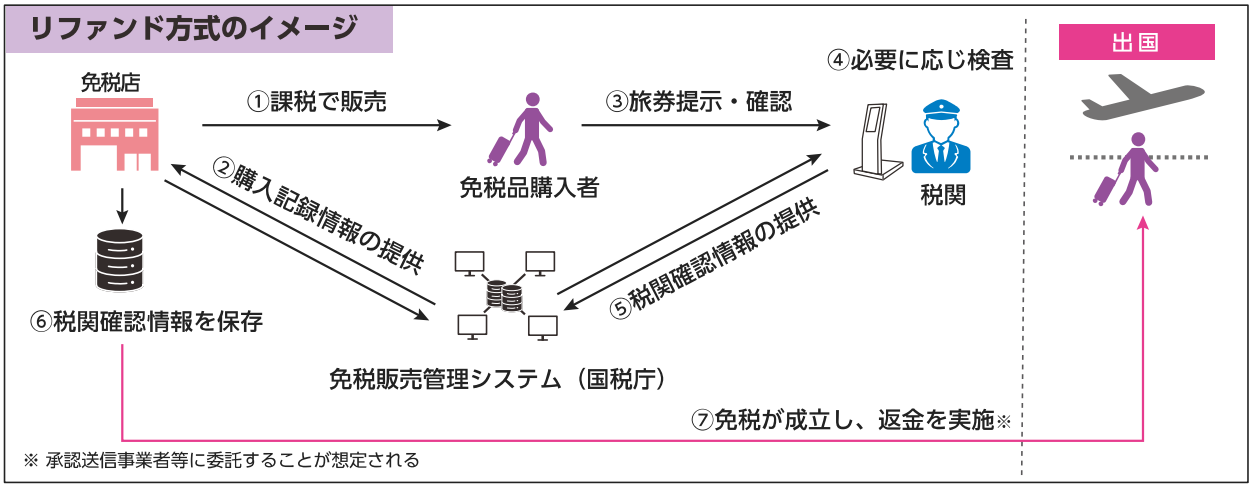
(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

3 消費課税

外国人旅行者向け免税制度の見直し

■免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直し、令和8年11月1日から適用を開始します。



■改正前においては、国内での横流しを防止する観点から、免税販売に係る各種要件を定めていますが、リファンド方式においては、税関で持出し確認が行われるため、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上といった観点から、これらの要件の見直しを行います。

【免税販売要件の見直し】

（注）令和８年11月１日から適用する。ただし、別送の取扱いは、令和７年４月１日に廃止する。

種別	免税対象限度額	特殊包装 ※ 開封判別のできる方法による包装
一般物品	5千円～	不要
消耗品	5千円～**50万円**	**必要**
↓	↓	↓
一般物品と消耗品の区分を撤廃	消耗品の上限額（50万円）を撤廃	特殊包装を撤廃

※ 区分撤廃に伴い、下限額も区分せずに判定することとなる。

●通常生活の用に供するか否かの判断

・**免税店で販売する際に、**現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの**判断を不要とする。**

●免税成立時期の明確化

・旅行者は、購入から90日以内に税関の持出し確認を受けなければならないこととする。

●制度の適正な運用のための措置

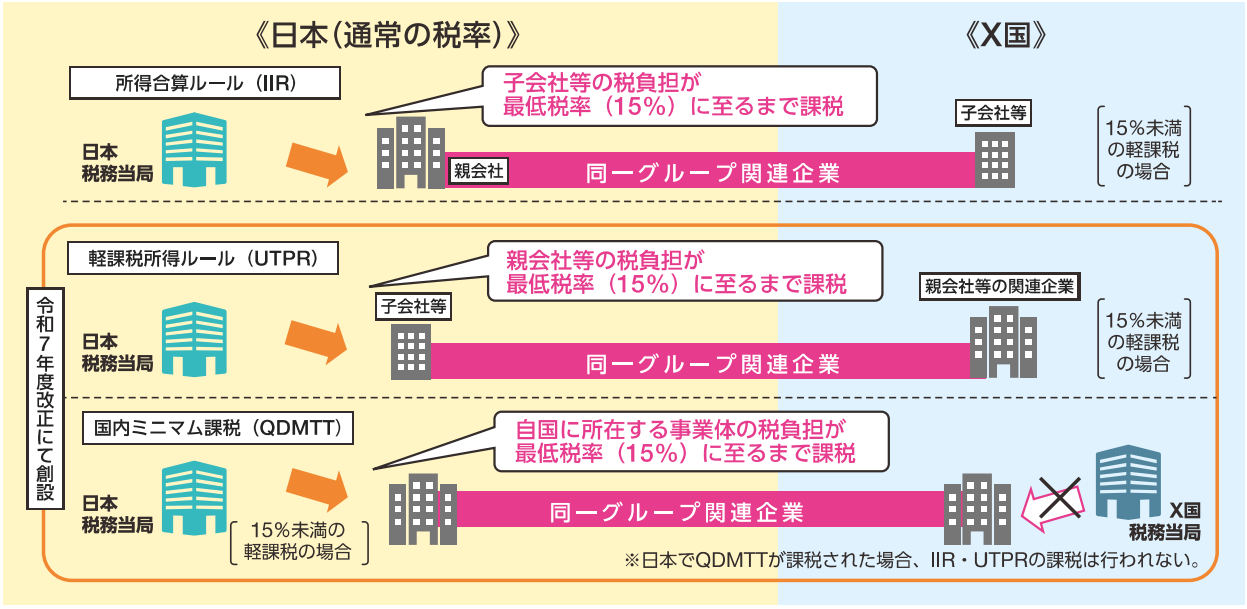
・購入した免税品を郵便局等から国外へ別送した場合、税関は、その送り状等により持出し確認を行っている。この取扱いが不正に多用されていることを踏まえ、免税品の別送を認める取扱いを廃止することとする。免税店から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、引き続き存置する。

※ 上記に加え、在外邦人の確認要件や免税店の許可要件の緩和等のための、所要の措置を講ずることとする。

4 国際課税

新たな国際課税ルールへの対応

■国際合意に則りグローバル・ミニマム課税（年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,208億円）以上の多国籍企業を対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み）の一部ルールを法制化します。この結果、グローバル・ミニマム課税の導入が完了します。これにより、各国の法人税引下げ競争に歯止めをかけ、公平な競争条件を確保し、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながることが期待されます。



■グローバル・ミニマム課税の導入により追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制（CFC税制）について、①国内の親会社に合算して課税されることとなる外国子会社の所得について、その合算時期を後ろ倒しとするほか、②申告に必要な添付書類の範囲の見直しを行います。

※外国子会社合算税制は、国際ルール上もグローバル・ミニマム課税と並存する仕組みとされています。

コラム② 新たな国際課税ルールについて

ＯＥＣＤ／Ｇ２０では、以下の課題に対応するため、新たな国際課税のルールについて議論が進められています。

【課題】

□市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
- 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。

□低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
- 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
- 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

□2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意

※BEPS：Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）

□「BEPS包摂的枠組み」（現在は147か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年、２本の柱による解決策に合意
- 第１の柱（市場国への新たな課税権の分配）：多数国間条約の早期署名を目指し、交渉中。
（※）条約の承認に加え、各国国内法の改正も必要。
- 第２の柱（グローバル・ミニマム課税）：国際合意に則り各国国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

■わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、以下の措置を講じます。

■所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討するとされています。

法人税

- 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課す。
- 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- 課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

たばこ税

- 加熱式たばこについて、紙巻たばことの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行い、その増収分を活用するとともに、国のたばこ税の税率を1.5円／1本引上げる。
- 加熱式たばこの課税の適正化については、消費者への影響に鑑み、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。その上で、国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引上げる。



6 納税環境整備

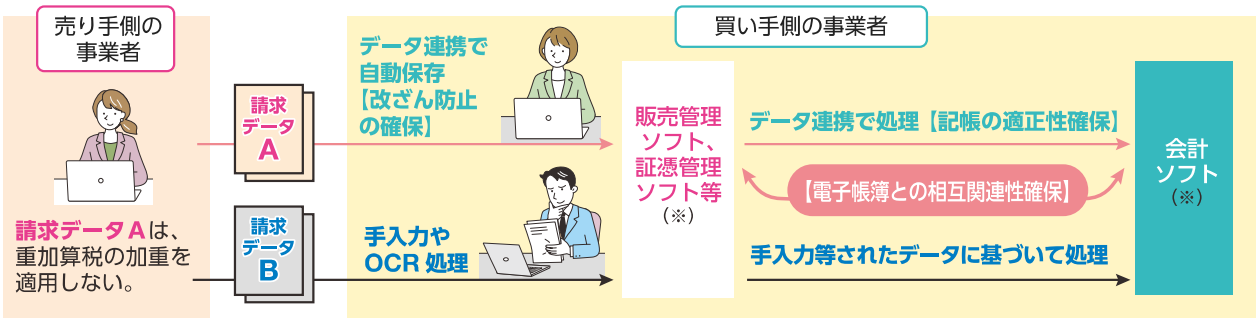
デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し

■経済社会のデジタル化に伴い、取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、国税庁長官が定める基準に適合するシステム(※1)を使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存(新設する送受信・保存)を行う場合のその電子取引データについては、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為に重加算税を10%加重する措置の対象から除外します。(※2)

	新設する送受信・保存の要件(※3、4)
Ⅰ電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。**【改ざん防止の確保】**
Ⅱ適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと)**【記帳の適正性確保】** ③ 電子取引データ(※5)と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと**【電子帳簿との相互関連性確保】**

(※1) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、
・デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス(「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」)
・預貯金口座における決済データ
のいずれかについて、上記①～③の要件に従って保存できる機能を有しているものとする。
(※2)令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。
(※3)新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。
(※4)電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。
(※5)請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】



(※)国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要

■上記の改正後は、下記⑴中の「優良な電子帳簿の保存」をしている場合に代えて、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している場合にも適用できることとします。(※)

【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	**左記に加え、⑴電子帳簿の保存(優良な電子帳簿の保存に限る。)又は⑵e-Taxによる電子申告をしている者**
控除額	55万円	65万円

(※)令和9年分以後の所得税について適用する。

（参考）令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改　正　事　項	平年度	初年度
1.個人所得課税		
（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	▲5,830	▲6,750
（2）生命保険料控除の拡充	▲250	―
（3）住宅ローン控除の拡充	▲290	▲20
（4）企業年金・個人年金制度等の見直し	▲200	―
個人所得課税　計	▲6,570	▲6,770
2.法人課税		
中小企業経営強化税制の拡充等	▲40	▲30
合　計	▲6,610	▲6,800

(注1)上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2)「1.（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、基礎控除の引上げ（平年度▲5,450億円、初年度▲6,310億円）、給与所得控除の引上げ等（平年度▲280億円、初年度▲320億円）及び特定親族特別控除の創設（平年度▲100億円、初年度▲120億円）である。
(注3)住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和7年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。
(注4)外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人税について、令和6年度に▲620億円の減収が生じることとなる。

（参考）衆議院における所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正（所得税の基礎控除の特例の創設）
本修正による減収見込額は、令和７年度約6,210億円である。

【別掲】防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

（単位：億円）

改　正　事　項	令和8年度	令和9年度	平年度
1.防衛特別法人税の創設（令和8年4月施行）	5,280	8,210	7,710
2.たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,170	2,150
合　計	5,720	9,380	9,860

(注1)上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
(注2)令和7年度税制改正による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。
(注3)所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされている。

MEMO

財務省ホームページのご案内

税制（国の税金のしくみ）ホームページ

税制改正の内容、税制の資料（図解）などをご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/index.html　または　税 制　で　検 索

各種税制の資料（図解）などがご覧頂けます

税制改正の内容をご覧頂けます。

税収などのデータ、各種届出書がダウンロードできます。

各種パンフレットをご覧頂けます。

訪問講座を行っております。こちらからご確認ください。

日本の財政や税について、楽しく学べるコンテンツです。



令和7年度税制改正について詳しく知りたい方へ

【令和7年度税制改正の大綱】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

【令和7年度税制改正の大綱の概要】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.pdf

【所得税法等の一部を改正する法律】
https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/217diet/index.html

税に対する理解を深めるための取組事例

財務省主税局は、国民の皆さまが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、財政の現状や税の意義・役割等に関する分かりやすい広報を積極的に行っています。

≪税制メールマガジン≫

税制の最新動向や主税局職員によるコラムなどのコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。
（バックナンバーもご覧いただけます。）



メルマガ登録は
コチラから

≪もっと知りたい税のこと≫

税の意義や各税の仕組みなどについて、分かりやすくまとめたパンフレット。
財務省YouTubeチャンネルで動画も公開しています。





≪学習まんが「税金のひみつ」≫

小中学生向けの学習まんがです。
全国の小学校、図書館等へ寄贈されています。
電子版は無料で公開しています。



≪うんこドリル×財務省主税局≫

税金の役割について、うんこ先生がクイズ形式で解説。楽しみながら税金について学ぶことができます。
ホームページで冊子とゲームを公開しています。





≪QuizKnock×財務省主税局≫

トリビアを通して、楽しみながら税金に関する知識を身につけられるような内容となっています。



※QuizKnock公式YouTube
チャンネルへリンク